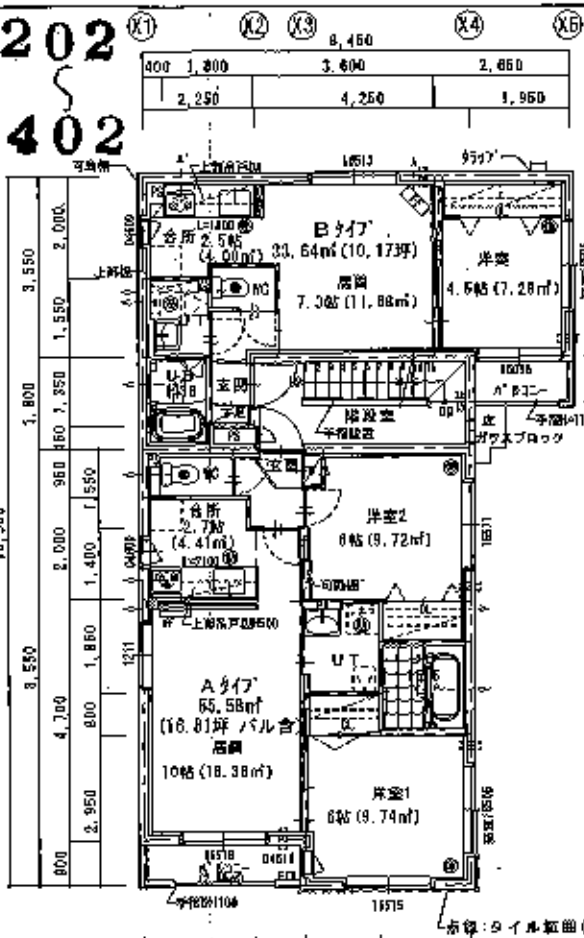
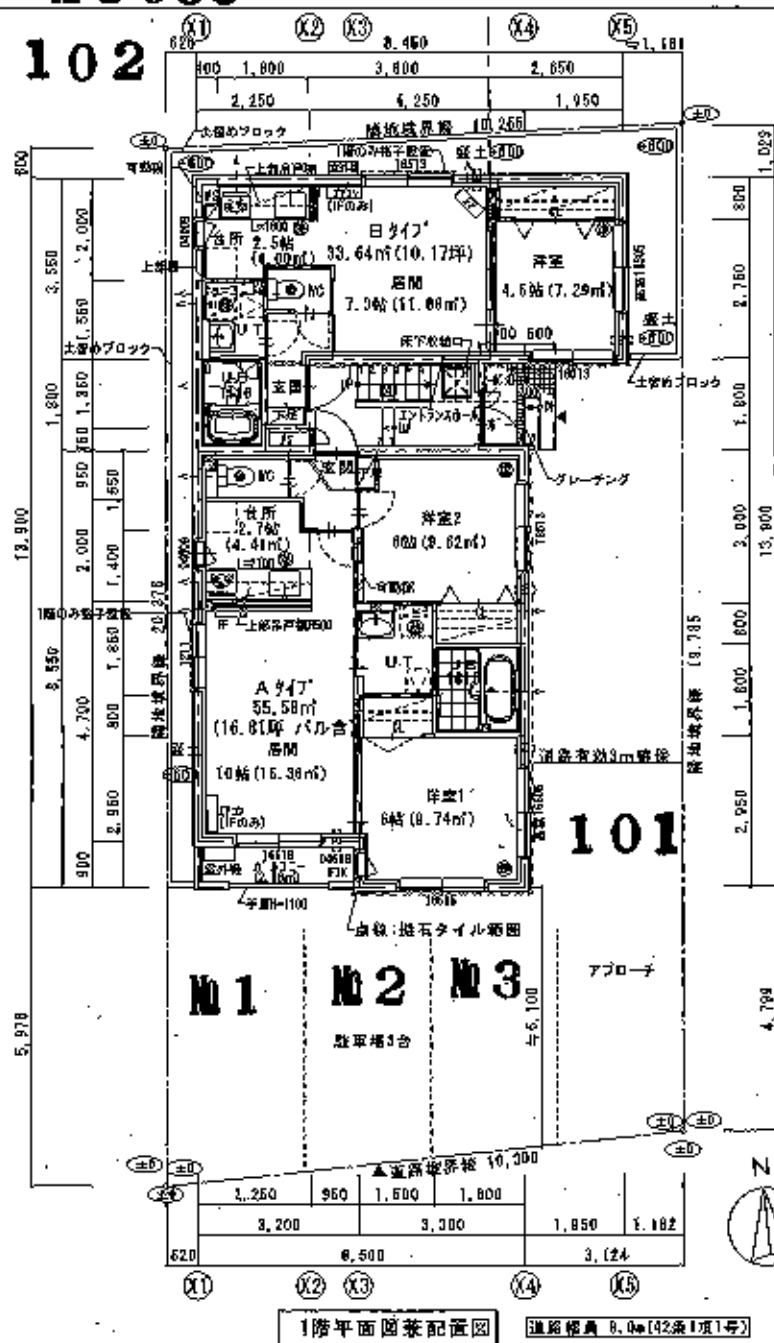


102

202  
402



■凡例

住宅用火災警報器 (感知)	18511	サッシ記号 (H=1690×H=1100)
住宅用火災警報器 (通知)		天井浴後口 450×450
換気レジスター100m³/時又はアルミセルフード		遊具は全てアンターカットとする 引き戸はガラリ等にて換気確保すること
24時間換気		換気設備 (吸気口ドアガラリ) 別添付シート等の上ダクト取付
換気設備 (吸気口ドアガラリ) 別添付シート等の上ダクト取付		床下収納取入口 600×400

- 共通事項
1. 階高有効寸法：巾=750以上、高さ=220以下、階間=210以上
  2. 給排水接続は敷地内加圧とし、市上下管に接続
  3. 給水管はライニング鋼管、排水管は塩ビ管とする
  4. 24時間換気100㎡換気100m³換等品使用
- 天井裏に換気設備を設置する場合の断熱措置
- ガス配管等特設事項・ガス管管見パイプシャフト等には電気配管を設けず  
・Pに換気設備を設けず  
・ガス主管1層に換気通気弁を設ける
- 設備に関する仕様等
- 給排水の配管設備の設置及び構造は下記法令による  
・建築基準法施行令第120条の2の5  
・水道法施行令第5条及び、札幌市の給排水条例、消防行規則等  
・下水道法、消防行令第8条及び、札幌市の下水道条例、消防行規則等
- 防火区画等共通部分の給排水管は下記による  
・配管と躯体との隙間は、モルタルその他の不燃材料で埋める  
・直通する部分の両側1m以内を不燃材料で巻く
- 換気設備の設置及び構造は下記法令による  
・建築基準法施行令第20条の2、第20条の3、第20条の7
- 防火区画共通部分のダクトは下記による  
・ダンパー及びダクトは1.5mm以上の鉄板で巻く  
・ダンパー設置場所は45°角以上の天井点検口を設ける
- ガス設備の設置及び構造は下記法令による  
・建築基準法施行令第120条の2の5  
・ガス事業法40条の4（都市ガスの場合）  
・札幌市の火災予防条例
- 防火区画等共通部分のガス、給油配管は下記による  
・配管と躯体との隙間は、モルタルその他の不燃材料で埋める
- 防火区画等共通部分の電気等の配管は下記による  
・ケーブルの経路は、ブライク（認定番号P-806DWL-0236）等の  
大径配管工法で巻く

